議案第44号

北本市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

北本市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

令和2年6月9日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北本市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和39年条例第19号) の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、 附則に次の2項を加える。

(感染症防疫作業手当の特例)

- 2 第3条に定めるもののほか、感染症防疫作業手当は、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事した職員に支給する。
- 3 前項の規定により支給する感染症防疫作業手当の額は、第8条の規定にかかわらず、1日につき3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いがある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれらに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)とする。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の北本市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和 2 年 5 月 2 5 日から適用する。